

【個人別明細書記入例】

当該年度が記載されている用紙を使用

1月1日現在の住所(退職していても不明の場合は退職日時点の住所)を記入

社会保険料等の金額に規模企業共済等掛金が含まれる場合は、その掛金の額を欄の上段に内書し、合計額を下段に記入

特定扶養親族  
年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族人数

老人扶養親族  
年齢が70歳以上の扶養親族人数

前職分の給与等を合算している場合は、重複課税を防ぐため、摘要欄に合算内容を記入

控除対象配偶者及び扶養親族の氏名・個人番号を記入してください。

個人番号・氏名にはフリガナを必ず記入

非居住者欄には、国外居住している扶養親族(控除対象配偶者及び年少扶養親族を含みます。)の数を記入してください。

年少扶養親族  
年齢が16歳未満の扶養親族人数

※ 扶養控除はありませんが、住民税の非課税判定等を行う際は年少扶養親族の数を含めるため、忘れずに記入してください。

生年月日は必ず記入

年度中に就職又は退職している場合は月日を忘れずに記入

※	※	※	※
区分	※	※	※
住所	中野市大字中野692番地2 中野アパート101号		
氏名	中野 太郎		
職別	取締役		
給料・賞与	6,835,000	給与所得控除後の金額 5,051,500	所得控除の額の合計額 2,122,254
源泉徴収税額	0		
控除対象配偶者の有無等	配偶者の有無等 有 従有	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数 特別 1 その他 2
社会保険料等の金額	128,640	生命保険料の控除額 115,000	地産保険料の控除額 44,800
住宅借入金等特別控除の額	205,000	住宅借入金等特別控除の額 23	住宅借入金等特別控除の額 5
前職分	中野市大字豊津2508 (有)中野商事 令和〇年〇月〇日退職 支払金額 975,000円 徴収税額 31,140円 社会保険料 128,640円		
新生命保険料の金額	24,000	旧生命保険料の金額	36,000
介護医療保険料の金額	48,000	新個人年金保険料の金額	53,000
旧個人年金保険料の金額	72,000	住宅借入金等特別控除の額	205,000
控除対象配偶者	中野 春美 (個人番号: 123456789024)		
扶養親族	中野 夏郎 (個人番号: 123456789036) 16歳未満の扶養親族		
扶養親族	中野 秋子 (個人番号: 123456789408) 5人目以降の扶養親族等の個人番号		
扶養親族	中野 冬夫 (個人番号: 123456789060) 5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号		
中途就・退職	就職 退職 年月日 明大昭平 年月日 〇〇〇〇 45 1 10		
受給者生年月日	45 1 10		
個人番号又は法人番号	9876543211234 (右語で記載してください)		
住所又は所在地	中野市三好町一丁目3番19号		
氏名又は名称	中野総業株式会社 (電話) 0269-22-2111		

支払者の個人番号又は法人番号及び住所・氏名・連絡先を記入してください。

所得税の源泉徴収票の作成の例によって作成し、市町村に提出してください。

◆ 留意事項

〔生命保険料控除関係〕

- ・生命保険料控除における一般生命保険料の控除と個人年金保険料の控除は、それぞれ保険契約の時期によって新旧の区分があり、控除額の計算が異なっています。（保険会社発行の保険料控除証明書等に、該当する区分が記載されています。）
- ・市区町村が保険者となっている介護保険の保険料は、生命保険料控除における介護医療保険料には該当しません。（社会保険料控除の対象になります。）

〔住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）関係〕

- ・所得税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控除）の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の住民税で控除されることがあります。
- ・住民税の控除額は、④居住開始年月日、⑤住宅借入金等特別控除可能額、⑥所得税からの控除額により算出しますので、控除を受ける方の個人別明細書については、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄に④、⑤を、住宅借入金等特別控除の額欄に⑥を必ず記入してください。ただし、住宅借入金等特別控除可能額の全額が所得税から控除できる（⑤＝⑥になる）場合、⑤は記入不要です。
- ・平成19年及び平成20年に入居された方については、所得税において特例が設けられているため、住民税での控除の適用はありません。
- ・所得税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控除）の適用を受ける初年度は、受給者本人が確定申告をする必要があります。（年末調整での適用はできません。）

〔同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）の障害者控除適用関係〕

- ・配偶者控除の改正により、配偶者の合計所得が48万円（同一生計配偶者）で、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する配偶者がいる場合は、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨を摘要欄に記載してください。（個人明細書記入例参照）

【個人別明細書記入例】

（源泉）控除対象		配偶者（特別） 控除の額		控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く。）						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 （本人を除く。）		非居住者 である 親族の数		
配偶者の有無等	老人			特定		老人		その他			特別	その他			
有	従有	千	円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人	
									1					1	
										2				1	
														1	
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内	千	千	円	内	千	千	円	内	千	千	円	内	千	千	円
	120	000			115	000			44	800			195	400	
	722	454													
（摘要）												◎			
中野春美（同配・同特）															
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	24,000	円	旧生命保険料の金額	36,000	円	介護医療保険料の金額	48,000	円	新個人年金保険料の金額	53,000	円	旧個人年金保険料の金額	72,000	円
住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除適用数	1		居住開始年月日（1回目）	23	年	4	月	5	日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住	住宅借入金等年末残高（1回目）		円
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除可能額	205,000	円	居住開始年月日（2回目）		年	Ⓐ	月		日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）		円

Ⓑ